

人材紹介契約書

本日、●●●●●●株式会社（以下「甲」という）と
株式会社 SynX（以下「乙」という）とは、
甲の人材採用に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（委託事項）

甲は乙に対して、甲の人材採用に関する相談・助言業務及び人材紹介業務を委託（以下「本件業務」という）し、乙はこれを受託する。

第 2 条（人材の紹介等）

- 1 乙は、甲への就職を希望する求職者のうち、甲の求人の条件に合致すると乙が判断した者を甲に対して紹介する。
- 2 甲は、前項により乙の紹介した求職者が他企業の求人に応募する場合のあることを確認する。

第 3 条（採用選考）

- 1 甲は、乙が前条により紹介した求職者を自ら選考し、適当と認めた場合には、甲の責任において当該求職者の採用を決定する。
- 2 前項の採用とは、正社員、契約社員その他の名称及び試用期間の有無等を問わず、甲との間に雇用契約が成立すること（以下、次条、第 5 条第 1 項及び第 9 条において同じ）をいう。

第 4 条（採用決定通知）

甲は、乙から第 2 条により紹介された求職者の採用を前条に基づいて決定した場合、乙に対し、速やかに当該採用決定の事実及び労働条件を書面又は電子メールにて通知しなければならない。

第 5 条（報酬）

- 1 本件業務に対する報酬は、乙の紹介した求職者の採用を甲が決定し、当該求職者が甲への入社時に発生する紹介手数料とする。
- 2 前項の紹介手数料の額は、次に掲げる定める額に、消費税を加算した額とする。

当該求職者の就職後 1 年間の想定年収の 35 %

- 3 第1項に定める紹介手数料の発生要件を満たしたときは、採用決定者の氏名、住所、生年月日、入社日、給与の額その他紹介手数料の算出に係る事項について、甲及び乙との間で別途覚書を取り交わすものとする。

第6条（紹介手数料の支払方法）

- 1 乙は、前条第2項に基づき算出された紹介手数料を甲に請求し、甲は、採用決定者が入社した月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。
- 2 前項の支払に係る振込手数料は、甲の負担とする。

第7条（紹介手数料の返還）

- 1 採用決定者が自己都合により入社後6ヶ月以内に退職した場合、乙は甲に対し、紹介手数料の30%を返還する。
- 2 乙は、前項本文の事由により紹介手数料を甲に返還する場合、採用決定者の退職を確認した日から60日以内に、甲の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。
- 3 前項の支払に係る振込手数料は、乙の負担とする。

第8条（求人条件等の公開）

甲は、乙に対し公開を希望しない旨を事前に通知した場合を除き、甲が提示した求人条件及び甲の企業概要を、乙が求職者を募集するために乙が運営又は利用するインターネットサイト等において公開することに同意する。

第9条（秘密保持）

甲及び乙は、乙が紹介した人材（ただし、甲による採用不採用を問わない。）に関する個人情報及び本契約に関して知り得た相手方の営業上その他一切の秘密を、本契約の有効期間中のみならずその終了後においても、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

第10条（譲渡の禁止）

甲は、本契約上の地位又は本契約に基づく一切の権利若しくは義務を、乙の書面による事前の同意なく第三者に譲渡し又は担保の目的に供してはならない。

第11条（損害賠償）

- 1 乙は、本件業務によって甲に現実生じた通常範囲の損害に対し、乙に故意又は重過失がある場合に限り、それを賠償する責任を負う。

- 2 前項の規定により乙が損害賠償の責任を負う場合において、乙が甲に賠償すべき金額は、甲に現実に生じた通常範囲の損害の額と、当該損害の発生原因となった人材紹介により甲が乙に対し支払った紹介手数料とのいずれか低い額を限度とする。

第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当したときは、相手方に対する催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 本契約の各条項に違反したとき。
 - (2) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (3) 破産、会社更生、民事再生の手続開始の申立てをなし、又は第三者からこれらの申立てがなされたとき。
 - (4) 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等の強制執行又は滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (5) 解散、合併、会社分割又は事業の廃止若しくは譲渡を決議したとき。
 - (6) 前各号のほか資産若しくは信用状態が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- 2 前項の解除は、解除者から被解除者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、相手方若しくは相手方の役員等（株主等の相手方への支配力を有する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 前項の規定に基づき本契約を解除した場合において、解除者は、当該解除に伴って被解除者に発生した損害について、賠償責任を負わない。

第 14 条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 か月前までに、甲又は乙から、本契約を更新しない旨の書面による通知がない場合は、本契約の有効期間は同一条件にて更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第 15 条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

第 16 条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所判所を第一審の専属的な管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各 1 通を保管する。ただし、記名押印に代えて、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後それぞれ電子署名を施した場合は、各自が電子署名済みの電磁的記録を原本として保管する。尚、本覚書の締結日は、本覚書末尾記載の日付とすることを相互に確認する。

年 月 日

甲

乙 東京都千代田区神田練堀町 3 番地
株式会社 SynX
代表取締役 西 潤一郎
許可番号：13-ユ-318814